

1. 都市景観賞表彰事業とは

市内の良好な景観形成に貢献する建築物、工作物等の表彰を通じて、市民が「岸和田市のまちなみの魅力」について再発見し、これまで以上に市民と行政が協力して良好な景観形成を図る礎とすることを目的に市景観条例第40条に規定する表彰事業として平成14年度より取組を開始しています。表彰は、景観法第16条に規定される届出のあった大規模建築物等を対象とする「大規模建築物等届出部門」と、一般公募により推薦された建築物等を対象とする「一般公募部門」の2部門について実施し、過去6回の表彰事業における表彰した作品は以下のとおりとなります。



第6回 都市景観賞表彰式の様子

		第1回 (H14)	第2回 (H18)	第3回 (H22)	第4回 (H26)	第5回 (H30)	第6回 (R04)
都市景観賞	大規模建築物等届出部門	岸和田徳洲会病院	久米田池交流資料館	消防本部(上松町)	八木市民センター	榎廣野鐵工所本社工場	JR東岸和田駅駅舎
	一般公募部門		小山梅花堂	土生滝町会館	個人住宅	カイグループ岸和田事業所事務所	本町の芝邸
奨励賞		デザック久米田商業ビル	杉乃木保育園	長屋門(額原町)	なかで耳鼻咽喉科	個人住宅	株式会社イケ本社工場
		市営自転車置場				T. YOKOGAWA岸和田店	本町の近藤邸
特別賞			かじやまち	ときわ公園	愛彩ランド	(まちの演出賞) 奨励賞 テレビ岸和田コミュニティセンター	上町の岸田邸
				ルシャトレ岸和田春木			
			西田クリニック		大阪鉄工金属団地協同組合		

2. 都市景観賞表彰の対象となるもの

岸和田市都市景観賞は、本市域内において景観形成に寄与していると認められる建築物、工作物、広告物その他物件の設計者及び所有者が対象となります。各部門の選考対象となる建築物等は次のとおりとなります。

①大規模建築物等届出部門

景観法第16条第1項に規定する届出が必要な大規模建築物のうち、概ね5年以内に竣工し、関係法令等手続きが完了しているものが審査対象となります。

	対象となる規模	対象となる行為
建築物	・ 地盤面からの高さが20m以上(建築物+工作物(広告物)) ・ 敷地面積が5,000㎡以上 ・ 延べ床面積が5,000㎡以上	・ 新築、増築、改築(改造)、移転 ・ 外観を変更することとなる修繕、修景、模様替え又は色彩もしくは材質の変更で、当該行為に係る部分の面積が見付面積の2分の1を超えるもの
工作物	・ 高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの。地上からの高さが5m以上のもの ・ 橋梁、跨線橋その他これらに類するもの。幅員が12m以上、又は延長が30m以上 ・ 上記以外の工作物で、高さが20m以上	
開発行為	・ 区域面積が5,000㎡以上	・ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

※国又は地方公共団体が行う行為(規模要件なし)は通知が必要
※上記対象となる規模、行為のいずれかが該当する場合に届出要

②一般公募部門

岸和田市内に現存する建築物等(大規模建築物等は除く)で、概ね5年以内に新築、補修、改修等を行い、市民等より推薦(自薦他薦を問わず)され、所有者が表彰されることを承諾したものが審査対象となります。

3. 都市景観賞の審査の考え方(基準)と進め方

岸和田市都市景観賞は、本市の景観形成の規範となり、地域の景観をリードする建築物等で次の項目に該当するものを考え方の基準として審査します。

①大規模建築物等届出部門における審査の考え方

- ・ 大規模建築物等に関する行為に際して、景観形成に対して積極的に取組み、竣工した建築物等が本市景観形成の推進に寄与したもの

②一般公募部門における審査の考え方

- ・ 伝統的なまちなみ景観の保全、調和を図っているもの
- ・ 山野、海浜、河川等の自然景観要素とうまく調和しているもの
- ・ 公園、道路、耕地等の周辺景観要素とうまく調和しているもの
- ・ 景観形成に配慮された意匠、色彩、材質等を使用されているもの
- ・ まちの景観をリードする積極的取り組みがなされているもの
- ・ その他都市景観の形成に貢献していると思われるもの

【都市景観賞の進め方】



4. 第7回岸和田市都市景観賞について

今回の都市景観賞(第7回)においては、これまで実施している都市景観賞、奨励賞及び特別賞、まちの演出賞(屋外広告物)のほか、「景観まちづくり活動部門(案)」を創設します。景観保全等に取り組む活動や個人・団体等も対象とすることで、景観に配慮されたデザインへの誘導や適正な維持管理への啓発だけでなく、景観まちづくりの普及啓発にも寄与することが期待されます。